

## 第15回桜井市地域ブランド認定推進委員会 次第

日時：平成30年6月11日（月）午後3時 から

場所：本庁 3階 大会議室

1. 委員紹介
2. 桜井市地域ブランド認定推進委員長及び副委員長の選任について  
（資料1）桜井市地域ブランド認定推進委員会要綱
3. 第4回大和さくらいブランド認定品 申請受付について  
（資料2）第3回「大和さくらいブランド」認定品募集チラシ  
（資料3）「大和さくらいブランド認定事業実施要領」の改正（案）  
（資料4）第2号様式（認定申請調書）の様式変更（案）
4. 第1回大和さくらいブランド認定品の更新について  
（資料5）平成30年度内に更新が必要な認定品一覧  
（資料6）大和さくらいブランド認定事業者更新ヒアリングシート（案）
5. 大和さくらいブランド戦略推進業務委託について  
（資料7）大和さくらいブランド戦略推進業務概要
6. 年間スケジュールについて  
（資料8）平成30年度桜井市地域ブランド認定推進委員会  
年間スケジュール（案）
7. その他
  - ・ 次回委員会の日程について
  - ※ 次回の委員会は、認定品の審査会となりますので、半日～1日程度の時間を要する場合があります。

桜井市地域ブランド認定推進委員会要綱を次のように定める。

平成 26 年 1 2 月 2 5 日

桜井市長 松井 正剛

### 桜井市地域ブランド認定推進委員会要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の優れた地域資源を本市の地域ブランドとして認定し、その販売を支援するとともに地域ブランドの情報発信を通じて地域経済の活性化を図り、観光振興に結び付けることでまちの魅力を向上させ、本市のイメージアップにつなげることを目的として設置する桜井市地域ブランド認定推進委員会（以下「委員会」という。）について、桜井市附属機関設置条例（平成 25 年 6 月桜井市条例第 8 号）第 2 条の規定に基づき、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 桜井市地域ブランドの認定及び開発の推進に関すること。
- (2) 桜井市地域ブランドの情報発信に関すること。
- (3) 桜井市地域ブランドの販売支援に関すること。
- (4) 桜井市地域ブランドに関する調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、桜井市地域ブランド及び地域振興に関し市長が必要と認める事項に関すること。

#### (委員会の組織等)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 桜井市商工会が推薦する者
- (3) 桜井市観光協会が推薦する者
- (4) 奈良県農業協同組合が推薦する者
- (5) 桜井木材協同組合が推薦する者
- (6) 商品の開発又は販売に関するアドバイザー等の経験を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり部観光まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

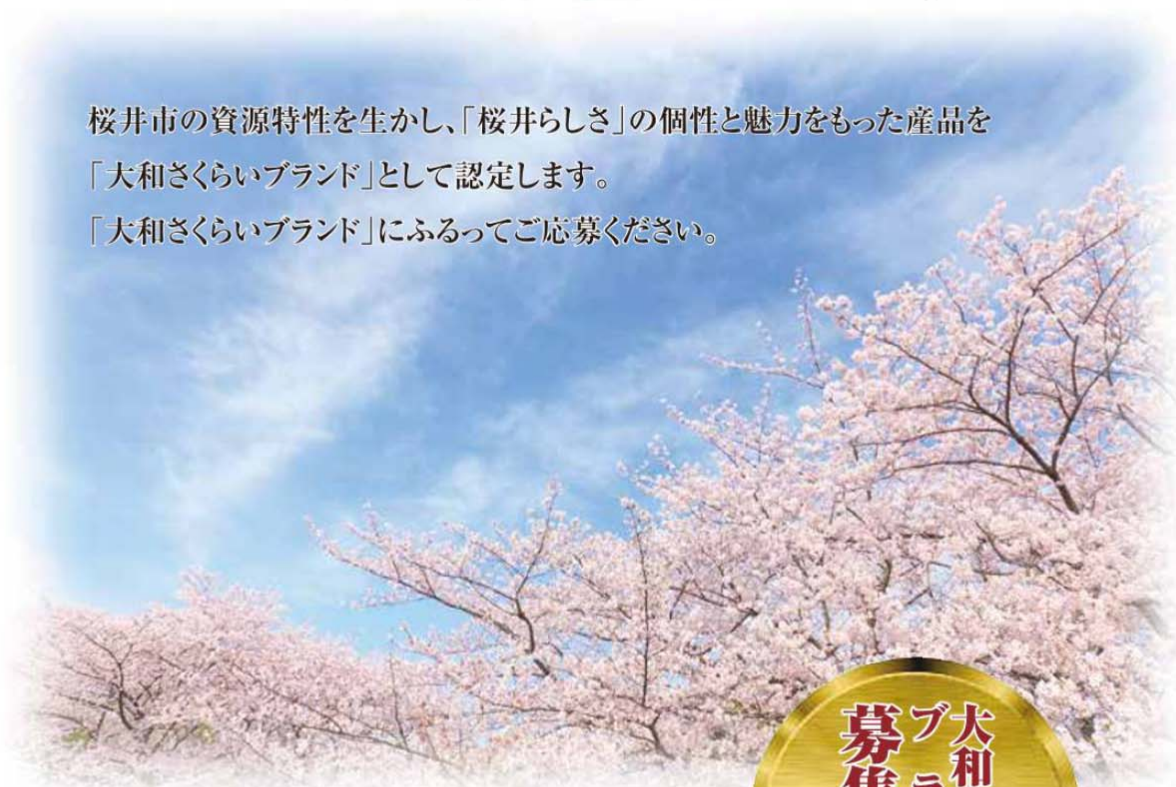
この要綱は、公布の日から施行する。

# 第3回 「大和さくらいブランド」認定品募集!!

桜井市の“いいもの”を募集します。

桜井市の資源特性を生かし、「桜井らしさ」の個性と魅力をもった産品を「大和さくらいブランド」として認定します。

「大和さくらいブランド」にふるってご応募ください。



募 集 期 間

平成29年

平成29年

8月1日(火)～9月29日(金)

大和さくらい  
ブランド  
募集  
中!

平成29年  
11月頃  
結果発表

桜井市の“いいもの”をお待ちしています。

農産品、林産品などの一次産品

麺類、調味料、菓子類、飲料などの加工品

※ただし、「三輪素麺」については既に大和さくらいブランドに認定されており、新たな申請の受付はしません。

焼物、木材木工品、文具や和紙などの工芸品

市内を観光する旅行サービス商品

※ツアー催行実績などがあるものとします。



## 大和さくらいブランドとは？

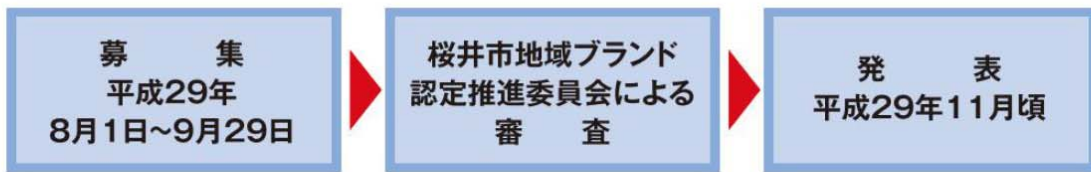
桜井市にある「桜井らしさ」の個性と魅力を持ったさまざまな素晴らしい産品（資源）の中から桜井市地域ブランド認定推進委員会が審査し、市長が認定したものを「大和さくらいブランド」として認定します。

## 大和さくらいブランドに認定されると？

- ① 認定品等への「大和さくらいブランド認定マーク」が表示できます。
- ② 市が行なう観光プロモーション時の物販に取り上げます。
- ③ 市のホームページ・パンフレット等に重点的に掲載します。
- ④ マスコミ等への積極的な情報提供を行ないます。
- ⑤ 販路拡大の支援を行ないます。



### 認定までの流れ



9月29日(金)必着

※委員会で認定基準に基づき審査し認定品を決定します。

#### 応募できるのは？

- 桜井市民
- 桜井市内に住所を有する事業所

#### 応募にふさわしいものは？

こんな産品を大いに歓迎します。

- 独自性や優位性のあるもの
- 物語(ストーリー)性や伝統性のあるもの
- 品質の良いもの
- 市場性、経済性、将来性のあるもの など

#### 申請方法

- 所定の申請用紙に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて直接桜井市役所観光まちづくり課まで提出してください。
- 申請書類の様式は市ホームページからダウンロードできます。また、桜井市役所観光まちづくり課でもお配りしています。市ホームページ(<http://www.city.sakurai.lg.jp>)をご覧ください。

### 【申請書提出先・問い合わせ先】

桜井市まちづくり部 観光まちづくり課 まちづくり戦略係(市役所本庁2階)

〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1

電話:0744-42-9111(内線350) FAX:0744-46-1782

受付時間: 8:30から17:15(土日祝日を除く)

## 大和さくらいブランド認定事業実施要領 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(略)</p> <p>(1) 申請者が個人である場合            ア 大和さくらいブランド認定申請調書 (別記第2-1号様式又は第2-2号様式)            イ 住民票の写し</p> <p>(2) 申請者が法人その他の団体である場合            ア 大和さくらいブランド認定申請調書 (別記第2-1号様式又は第2-2号様式)            イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの</p> <p>(略)</p> <p>附 則            この要領は、平成27年6月17日から施行する。            この要領は、平成28年6月1日から施行する。            この要領は、平成30年6月11日から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 申請者が個人である場合            ア 大和さくらいブランド認定申請調書 (別記第2号様式)            イ 住民票の写し</p> <p>(2) 申請者が法人その他の団体である場合            ア 大和さくらいブランド認定申請調書 (別記第2号様式)            イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの</p> <p>(略)</p> <p>附 則            この要領は、平成27年6月17日から施行する。            この要領は、平成28年6月1日から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

## 大和さくらいブランド認定事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、桜井市の優れた地域資源を桜井市の地域ブランド（以下「大和さくらいブランド」という。）として認定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事業者」とは、農業、林業、漁業、製造業若しくはサービス業等を営む者又はこれらの者で組織する法人その他の団体（定款、寄附行為その他これらに準ずるものを有しているものに限る。）で、本市の区域内に住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）を有するものをいう。

(認定の対象)

第3条 大和さくらいブランドの認定の対象となる地域資源とは、原則として、本市の区域内で生産又は製造又は加工（以下「生産等」という。）されたもの並びに本市の区域内に存する又は区域内で伝承されているもので、次に掲げるものとする。ただし、自社製品の場合は一次産品を除き、本市の区域内での生産等は問わない。

- (1) 一次産品（農産品、林産品、畜産品、水産品その他）
- (2) 加工品（米穀類加工品、麺類、野菜・果物等加工品、調味料、畜産加工品、水産加工品、菓子類、飲料その他）及び郷土料理
- (3) 工芸品（織物、染色品、陶磁器、漆器、木材木工品、竹工品、金工品、石工品、文具・和紙その他）
- (4) 桜井市内を観光する旅行サービス商品
- (5) その他大和さくらいブランドとしてふさわしい商品

(認定の申請等)

第4条 前条に掲げる地域資源（以下「特産品」という。）について、大和さくらいブランドの認定の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、大和さくらいブランド認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び認定を受けようとする特産品（以下「申請品」という。）を添付しなければならない。ただし、申請時に申請品を添付することが困難又は適当でないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 申請者が個人である場合
  - ア 大和さくらいブランド認定申請調書（別記第2-1号様式又は第2-2号様式）
  - イ 住民票の写し
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合
  - ア 大和さくらいブランド認定申請調書（別記第2-1号様式又は第2-2号様式）
  - イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ウ 法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿謄本

(認定審査の基準)

第5条 市長は、大和さくらいブランドの認定に当たり、認定審査の基準（以下「審査基準」という。）を別に定めるものとする。

2 市長は、前項の審査基準を定めたときは、これを公表するものとする。

3 前項の規定は、審査基準を改正する場合について準用する。

(認定の審査)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する大和さくらいブランド認定申請書の提出があつたときは、前条第1項の審査基準に基づく審査（以下「認定審査」という。）について、桜井市地域ブランド認定推進委員会（以下「委員会」という。）にて審査するものとする。

2 委員会は、認定審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(認定の決定)

第7条 市長は、前条第2項に規定する認定審査の結果報告に基づき、認定の適否を決定したときは、その結果を大和さくらいブランド認定審査結果通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により認定することの通知を受けた申請者は、市長が指定する日までに大和さくらいブランド認定に係る誓約書（別記第4号様式）を提出するものとする。

3 誓約書の提出後、当該申請者（以下「認定事業者」という。）に対して大和さくらいブランド認定書（別記第5号様式）を交付するものとする。

(認定の公表)

第8条 市長は、前条に規定する認定の適否を決定したときは、認定することとした特産品（以下「認定品」という。）について、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 認定品の名称

(2) 認定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は認定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第10条 前条に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、認定の更新を受けようとする認定事業者は、当該認定の有効期間の満了する日の3月前までに、大和さくらいブランド認定更新申請書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 第6条、第7条、第8条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定内容の変更)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大和さくらいブランド認定



申請事項変更届出書（別記第7号様式）とともに認定品を速やかに市長に届け出なければならない。ただし下記第3号に係る場合は認定品の提出の必要はない。

- (1) 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所所在地）を変更したとき。
- (2) 認定品の名称を変更したとき。
- (3) 認定品の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (4) 認定品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) その他認定申請調書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。

（認定品の表示）

第12条 認定事業者は、認定品に自らが和さくらいブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。

（認定品のプロモーション）

第13条 市長は、認定品の販売促進及びPRに関する事項を委員会において協議するよう依頼し、委員会はプロモーション活動方針を決定し、市長に報告する。

（調査及び検査）

第14条 委員会は、市長が必要があると認めるときは、次に掲げる方法により、認定品の調査及び検査を行うことができる。

- (1) 認定品の生産等を行う事業所等への立入検査
- (2) 認定品の成分その他の表示内容に係る品質検査
- (3) 認定品の販売実績及びブランド認定による波及効果

2 委員会は、前項第1号に規定する立入検査に当たっては、あらかじめ認定事業者の同意を得るものとする。

（審査基準の遵守と責任の所在、事故等への対応）

第15条 本事業は、認定事業者の意思による申請を前提に、自主申告及び自主管理を原則とすることから、認定品に不具合、瑕疵、事故等（以下「事故等」という。）の問題が生じた場合の責任は、認定事業者自身に帰属するものであり、認定品の流通、販売、消費又は使用において事故等が発生したときは、認定事業者が一切の責任を負うものとする。

認定事業者は、認定品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該認定品の品質、性状、性能等を、市が保証等するとの誤認を与える行為をしてはならない。

2 認定事業者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときは、速やかに市長に連絡するとともに、市長の指示があつたときは、その報告書を市長に提出するものとする。

3 市長は、認定品の苦情等を受け付けたときは、速やかに認定事業者に対しその内容を連絡し、認定事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を市長に報告するものとする。

4 市長は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表

するものとする。

5 市長は、前項の公表により、認定事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(認定の取消し)

第16条 市長は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第3項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条の定義に適合しないと認められたとき。
- (2) 第5条第1項の審査基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請に基づき認定を行ったと認められたとき。
- (4) 認定品の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (5) 第15条第1項後段、同第2項又は同第3項に違反したとき。
- (6) その他大和さくらブランドの認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

2 市長は、前項に規定する認定の取消しを行ったときは、大和さくらブランド認定取消通知書(別記第8号様式)により、その旨を当該認定事業者へ通知するとともに、必要と認める場合は、当該認定品及び当該認定事業者を公表することができる。

3 第1項の規定により認定の取消しを受けた認定事業者は、その取消しの日から1年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。但し、第3号の場合は、経過期間を5年とする。

(認定の取り下げ)

第17条 認定事業者は、認定品又は認定事業者の諸般の事情により認定を取り下げる必要があるときは、認定取り下げの理由を付し、大和さくらブランド認定取り下げ申請書(別記第9号様式)を市長へ提出することができる。

2 市長は、前項の規定により取り下げ申請書の提出があったときは、認定の取り下げを受理できるものとする。

(認定事業者の責務)

第18条 認定事業者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の素材、製法、技法、品質又はデザインを維持するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、認定品の生産等及び販売を通じて、大和さくらブランドの認定に関する普及及び啓発に協力するよう努めなければならない。

3 認定事業者が団体のときは、団体の長は構成員に同条第1項及び第2項を周知するとともに認定品の管理に努めなければならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 この要領を改正するときは、委員会の決定によりすることができる。

附 則

この要領は、平成27年6月17日から施行する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年6月11日から施行する。

## 旧様式（第 2 号様式）

## 3 申請品の概要

申請種別	[該当項目に✓を記入] ①一次産品 <input type="checkbox"/> ②加工品・郷土料理 <input type="checkbox"/> ③ 工芸品 <input type="checkbox"/> ④サービス商品 <input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="checkbox"/>
------	--

「①一次産品」「②加工品・郷土料理」「③工芸品」は【製品】欄に、  
「④サービス商品」「⑤その他」は、【サービス・その他】欄に記載してください。

## 【製品】

品目	[内容を示す一般的な名称を記入]					
特徴						
生産等の場所						
生産等の能力	/年					
原材料 (食品等)	添加物 以外	名称	①	②	③	④
		桜井産	%	%	%	%
		県内産	%	%	%	%
		県外産	%	%	%	%
	食品添加物					
販売可能時期	[該当する項目に✓を記入] ①通年 <input type="checkbox"/> ② ( ) 月 ~ ( ) 月 <input type="checkbox"/>					
販売地域	①市内	%	②県内	%	③県外	%
年間販売量						
年間販売額	千円/年					
販売単価	円					
内容量	[内容重量、内容体積又は内容数量を記入]					
包装等規格	[パッケージ、包装材等商品形態について記入]					
賞味期間	[食品の場合、製造日からの賞味可能期間を記入]					
保存方法	[食品の場合]					

※「県内」とは奈良県内の桜井市を除くその他のすべての市町村をさします。

【サービス・その他】

商 品 名			
特 徴			
商品の概要			
実 施 場 所			
実 施 能 力	／年		
販売可能時期	<small>〔該当する項目に✓を記入〕</small> ①通年 <input type="checkbox"/> ② ( ) 月～ ( ) 月 <input type="checkbox"/>		
販 売 地 域	①市内            %	②県内            %	③県外            %
年間販売量			
年間販売額	千円／年		
販 売 単 価	円		

※「県内」とは奈良県内の桜井市を除くその他のすべての市町村をさします。

## 新様式A（第2－1号様式）

### 3. 申請品の概要

申請種別	[該当項目の口に✓を記入] <input type="checkbox"/> 一次産品 <input type="checkbox"/> 加工品・郷土料理 <input type="checkbox"/> 工芸品					
品目	[内容を示す一般的な名称を記入]					
特徴						
生産等の場所						
生産等の能力	／年					
原材料 (食品等)	名称	①	②	③	④	
	桜井産	%	%	%	%	
	県内産	%	%	%	%	
	県外産	%	%	%	%	
食品添加物						
販売可能時期	[該当項目の口に✓を記入し、期間限定販売の場合はその期間も記すこと] <input type="checkbox"/> 通年販売 <input type="checkbox"/> 期間限定販売 ( ) 月～( ) 月					
販売地域	① 市内	%	② 県内	%	③ 県外	%
※「県内」とは奈良県内の桜井市を除くその他のすべての市町村を指します。						
販売単価	円(税込み)					
年間販売量						
年間販売額	千円／年					
内容量	[内容重量、内容体積又は内容数量を記入]					
包装等規格	[パッケージ、包装材等商品形態について記入]					
賞味期間	[食品の場合、製造日からの賞味可能期間を記入]					
保存方法	[食品の場合]					

※ 「年間販売量」「年間販売額」については直近の実績を記入してください。

※ 未販売の商品の場合は、見込みの数値を記入してください。



## 新様式B（第2－2号様式）

### 3. 申請品の概要

申請種別	[該当項目の口に✓を記入] <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> その他
商品名	
特徴	
商品の概要	
実施場所	
実施能力	／年
実施可能時期	[該当項目の口に✓を記入し、期間限定販売の場合はその期間も記すこと] <input type="checkbox"/> 通年実施 <input type="checkbox"/> 期間限定実施 ( ) 月～( ) 月
実施地域	④ 市内            %    ⑤ 県内            %    ⑥ 県外            % ※「県内」とは奈良県内の桜井市を除くその他のすべての市町村を指します。
販売単価	円（税込み）
年間実施量	
年間実施額	千円／年

※ 「年間実施量」「年間実施額」については直近の実績を記入してください。

※ 未販売の商品の場合は、見込みの数値を記入してください。

## 平成30年度中に更新が必要な大和さくらいブランド認定品一覧

資料5

認定回	認定番号	認定日	更新期限	申請品名称	申請者	商品概要
第1回	1	平成27年12月21日	平成31年3月31日	名物みむろ	(株) 白玉屋榮壽 代表取締役 石河 敏正	桜井市を代表する最中。
第1回	2	平成27年12月21日	平成31年3月31日	柿の葉すし	柿の葉すし 山の辺 大前 英二	紅葉の時期だけに販売される、色鮮やかな柿の葉で包んだ押し寿司。
第1回	3	平成27年12月21日	平成31年3月31日	やまとうさぎまんじゅう	とろろめし山戸 山戸 和宏	県内産、市内産の素材にこだわった、大神神社のなで兎から着想を得た饅頭。
第1回	5	平成27年12月21日	平成31年3月31日	談山 貴醸酒	西内酒造 西内康雄	奈良県産のお米を使用し、仕込み水に清酒を利用した貴醸酒
第1回	6	平成27年12月21日	平成31年3月31日	古代米酒 卑弥呼の里	西内酒造 西内康雄	古代米を使用した、卑弥呼をイメージした酒。
第1回	7	平成27年12月21日	平成31年3月31日	やまとびと 女夫饅頭	共栄印刷(株) 代表取締役 堀井 清孝	江戸時代の人々に親しまれた「女夫饅頭」を復元。
以下については第1回の追加認定品であるため、更新期限が1年先となっている。						
第1回	8	平成28年6月22日	平成32年3月31日	戒春雨	奈良食品(株) 代表取締役 森下 晃	添加物不使用で、昔ながらの製法(天日干し)により製造した春雨。
第1回	9	平成28年6月22日	平成32年3月31日	三輪そうめん	奈良県三輪素麺販売協議会 会長 池田 利一 奈良県三輪素麺工業協同組合 理事長 池側 義嗣	素麺発祥の地：桜井市を代表する産品。コシが強く滑らかで、歯切れの良いそうめん。

名物みむろ(めいぶつみむろ)

# 四季折々のお集いに、 お茶のお席に、また贈答に



本店併設  
和風喫茶も  
ございます!



名物「みむろ」は、弘化年間(1844～8年)に弊舗の祖・初代 白玉屋榮壽氏が創めて以来、170余年の間その製法と味を一子相伝七代にわたり受け継がれてきたものです。菓銘は、本舗の守護神・三輪明神大神神社の御神体山 三諸山(みむろやま)にちなんだもので、一粒一粒厳選した特産の大納言小豆の餡と、糯米のやさしく包む最中皮の芳ばしい香りはまさに絶品。

昔から、大和上街道の宿場街の銘菓として親しまれてきました。

◎価格:大1個 ¥200(税込)  
小1個 ¥100(税込)

1個からおいくつでも袋にお入れいたします。

定休日:毎週月曜日、第三週のみ月曜・火曜連休  
※月曜日が祝日の場合は火曜日に振替休業を頂戴します。



■お問い合わせ先

株式会社 白玉屋榮壽

〒633-0001 桜井市三輪660-1  
☎0744-43-3668 (8:00~19:00)

<http://www.begin.or.jp/mimuro>

名物 みむろ

検索



MAP  
B-6



柿の葉すし 山の辺  
(かきのはすしやまのべ)

# 手作り柿の葉すし



紅葉した葉を使用した柿の葉すしは「柿の葉すし山の辺」のみの販売です。

◎価格:鯖1個 ¥130(税別)  
          鮭1個 ¥160(税別)

[10個入・14個入・20個入・30個入]

※ミックスのご注文も承っております。

江戸期、熊野に上がった鯖が一塩され、山越えをして大和の国桜井魚市場へと運ばれた。この道が「鯖街道」である。鯖と寿司めしを型押しし、柿の葉で包んだのが柿の葉すしです。柿の葉については、山の辺の道沿いで収穫されたものを使用し、12月～5月頃は塩漬け、6月～10月頃は新緑、11月～12月は紅葉の葉を使用し、季節それぞれの楽しみがあります。



定休日:毎週火曜日、第2・第3水曜日

■お問い合わせ先

**柿の葉すし 山の辺** 〒633-0045 桜井市山田676-2  
☎0744-45-3675 (10:00~17:00)

<http://www.kakinohasushi.net>

柿の葉すし 山の辺

検索



MAP  
A-9



# 甘さ控えめのこし餡と、 しっとりもっちりした皮が絶品



原材料に特産大和黑皮丸芋、米粉、砂糖を使用し、こし餡は地元桜井市で作られたものを原料にしています。一つ一つ丁寧な手作りで、添加物を使わずお互いの材料の良さを引き出しています。

原型は大神神社の「撫でうさぎ」にあやかり、色白でころんとした形が可愛いお饅頭です。

◎価格:1羽 ¥200(税込)

定休日:水曜日(1日、祝日と重なる場合は変更あり)

日本最古の神社といわれる大神神社参道入り口にある、  
大鳥居の近くに店を構えています。

■お問い合わせ先

**とろろめし 山和** 〒633-0001 桜井市三輪648-3  
☎0744-42-1066 (11:00~20:00)

 <https://www.facebook.com/tororo.yamato>





# 甘口のトロリとした 日本酒のナポレオン!



「貴醸酒」は、原料米に奈良県産キヌヒカリを使用し、仕込み水の代わりに吟味された清酒を用いて醸造しています。このお酒のルーツは『御酒』で、シオリ法といわれる製法で作られ、この製法に関しては「科学技術庁長官賞」を受賞した経歴もあり、全国的にも珍しく奈良県内では西内酒造のみで製造しています。



また、2017年、IWC (インターナショナルワインチャレンジ) の日本酒部門で銀メダルを受賞しました。味わいはまろやかで、とろりとした琥珀色で甘口のお酒ですが、後味はすっきりとした美味しいお酒です。



◎価格:720ml ¥2,600(税込)  
アルコール分:16.5%  
原材料:米(キヌヒカリ)  
米麴、清酒

定休日:不定休

■お問い合わせ先

西内酒造 (地酒、談山醸造場)

〒633-0042 桜井市下3  
☎0744-42-2284 (8:30~17:00)

<http://www.nara-tanzan.com>

西内酒造

検索



MAP

B-8



古代米酒 卑弥呼の里 (こだいまいしゅひみこのさと)

低温でじっくりと醗酵させた、  
日本酒のボルドーです！



「卑弥呼の里」桜井にふさわしいお酒を造りたいとの思いから、高品質の紫黒米を使用し“これを桜井”という天然色の美しい桜色をしたお酒に仕上げています。古代米の黒米にはアントシアニン系の色素が含まれ、目の疲れに効果があることやビタミン・ミネラルなどを多く含むため健康によいとされています。原料米の一部にこの黒米を用いられたこのお酒は、やや辛口ですが華やかで透明感があり、品のあるお酒で女性にもお勧めです。

◎価格:720ml ¥1,850(税込)  
アルコール分:15.5%  
原材料:米(キヌヒカリ・黒米)  
米麴

定休日:不定休

■お問い合わせ先

西内酒造(地酒、談山醸造場)

〒633-0042 桜井市下3  
☎0744-42-2284(8:30~17:00)

<http://www.nara-tanzan.com>

西内酒造

検索



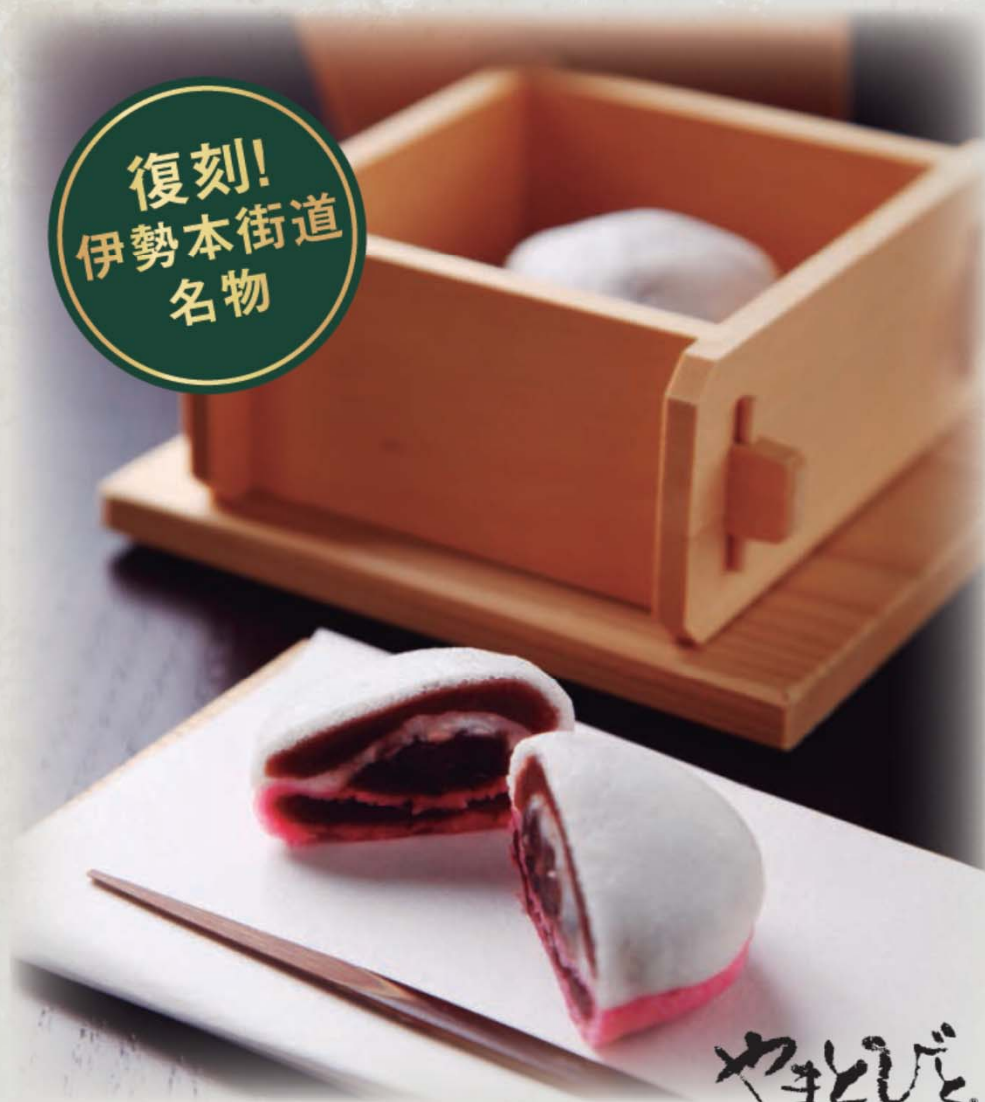
MAP

B-8



やまとびと 女夫饅頭 (やまとびとめおとまんじゅう)

復刻!  
伊勢本街道  
名物



やまとびと  
共栄印刷株式会社

江戸時代、伊勢参りの人々の往来で賑わった桜井市黒崎付近で、人々に親しまれた「女夫饅頭」を復元して作りました。お饅頭は三層でできており、上は白い薯蕷(じょうよ)饅頭、下はピンク色の酒饅頭、真中には粒あんを挟み、素材を厳選して作られた上品な味です。

やまとびとのこころ店では蒸したてをお召し上がりいただけます。

◎価格:3個入 ¥1,231(税込)

女夫饅頭とホットコーヒー ¥890(税込)

女夫饅頭とお薄(抹茶) ¥940(税込)



定休日:火・水曜日 ※祝日及び18日の場合は営業(その際定休日が前後する場合がございます)

■お問い合わせ先

やまとびとのこころ店

〒633-0112 桜井市初瀬830

☎0744-55-2221 (10:00~17:00)

<https://www.yamatobito.net>

やまとびと

検索



MAP  
E-5

## 大和さくらいブランド 更新ヒアリングシート（案）

1. 商品概要・事業者プロフィール

認定 No		ヒアリング日	
商品名		認定日	
事業者名		更新期限	

2. 販売実績について

申請書記載内容
ブランド認定以前
ブランド認定以降

3. 市場・販路について

通信販売の有無
現状の売場
今後の方針

4. その他

例) 認定当初との変更点など

# 大和さくらいブランド 更新ヒアリングシート（例）

## 1. 商品概要・事業者プロフィール

認定 No	1	ヒアリング日	
商品名	名物みむろ	認定日	平成 27 年 12 月 21 日
事業者名	(株) 白玉屋榮壽 代表取締役 石河 敏正	更新期限	平成 31 年 3 月 31 日

## 2. 販売実績について

申請書記載内容
年間約 300 万個
ブランド認定以前
ブランド認定以降

## 3. 市場・販路について

通信販売の有無	○
現状の売場	
本店、参道店、奈良店、セブンイレブンハートイン桜井店、JR/近鉄奈良駅構内売店	
今後の方針	

## 4. その他

例) 認定当初との変更点など

## 大和さくらいブランド推進業務 事業概要

## 1. 大和さくらいブランド推進業務について

大和さくらいブランド認定品のPR及び販売支援の一環として、販売戦略の企画や広報に長けた民間事業者の情報発信業務を委託し、地域ブランドの情報発信を通じて観光振興に結び付けることで、桜井市の知名度向上・魅力向上を目指す。

なお、この業務は地方創生推進交付金事業として採択された「大和さくらいブランド推進事業」として実施する。

## 2. 委託事業者

株式会社 奈良新聞社

※公募型プロポーザル審査により、平成30年5月11日に決定

## 3. 委託業務の内容

(1) 大和さくらいブランドの認定品販売及びプロモーションに係るイベントの実施  
次第7「年間スケジュールについて」で詳しく説明。

(2) 大和さくらいブランド認定品第4弾パンフレット作成  
大和さくらいブランド認定品の第4弾パンフレットかつ、持ち運びやすいサイズバージョンを新たに作成。

(3) 大和さくらいブランドの情報発信  
大和さくらいブランドの特設ホームページを作成。

## 4. 事業の期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

## 5. 委託契約金額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

平成 30 年度 桜井市地域ブランド認定推進委員会 年間スケジュール(案)

資料8

	桜井市地域ブランド認定 推進委員会	認定作業	プロモーション	事務局作業	備考
4月				業務委託仕様書作成、業者選定	
5月				【11日】 委託業者(奈良新聞社)決定	
6月	【11日】 第15回委員会		今年度事業実施方針報告	第4回認定品募集チラシ作成	
7月			【2日～11日】 奈良まほろば館イベント		
8月				8月号市広報へチラシ折り込み	
9月		第4回認定品申 請の受付 8/1～9/28	【16日】 大和さくらい万葉まつり 出展 【14日～17日】 YATAIフェス出展		
10月	第16回委員会(審査会)	第4回 認定品 審査	【14日】 纏向学研究センター東京フォーラ ム 出展		
11月			【10日】 桜井農商ふれあいフェスタ 出展	第4回認定品 パンフレット 作成・印刷	第4回認定品 認定証授与式 (記者発表)
12月					
1月			第4回認定品 市広報誌掲載		
2月	第17回委員会	来年度事業の検討	東京交通会館イベント (詳細未定)		
3月					